

診療報酬総括表、請求書及び明細書の記載上の留意事項（医科）

1 診療報酬請求総括票（白色）

- ・別紙様式により作成願います。
- ・国民健康保険（一般被保険者、退職被保険者）並びに老人保健医療受給者毎に、療養の給付及び食事療養費について、入院、入院外、合計欄のそれぞれに、件数、日数、点数（食事の場合は金額）を記載して下さい。
- ・公費については国民健康保険並びに老人保健医療受給者の合計を、再掲として記載して下さい。

2 診療報酬請求書（黄色）

別紙 1

- ・国民健康保険に係るものは、それぞれの欄（給付割合毎）に記載して下さい。
- ・県内保険者に関しては 6 歳の就学前まで 10 割給付となっておりますが、一般被保険者分は 10 割欄へ、退職被保険者分は退職（法定外）欄へ記載して下さい。
なお、法定外給付の詳細については福島県国民健康保険給付割合一覧表をご覧ください。
また、国保組合及び県外保険者の 3 歳未満 8 割給付に係るものは、一般被保険者分は 8 割欄へ、退職被保険者分は退職（法定外）欄へ記載して下さい。
- ・70 歳以上の患者（老人を含む）の一部負担金の記載については、入院については患者及び公費に係る自己負担限度額を記載願います。入院外については寝たきり老人在宅総合診療料及び在宅末期医療総合診療料算定医療機関の当該療養算定時にかかるもののみ、患者及び公費に係る自己負担額を記載願います。
- ・老人保健医療受給者に係るもので平成 14 年 9 月診療分以前のもものは、老人 8 割欄の下段の空欄に記載して下さい。

別紙 2

- ・公費負担医療に係る分が別紙 1 の欄に記載できない場合には、別紙 1 に追紙して記載することは避け、別紙 2 に記載して下さい。

3 診療報酬明細書

- ・社会保険研究所編「新明細書の記載要領」に従い記載して下さい。なお、本会では OCR 処理を実施しております。OCR エリアへの印字にご協力下さい。

診療報酬総括表、請求書及び明細書の記載上の留意事項（歯科）

1 診療報酬請求総括表（白色）

- ・別紙様式により作成願います。
- ・国民健康保険（一般被保険者、退職被保険者）並びに老人保健医療受給者毎に、療養の給付及び食事療養費について、入院、入院外、合計欄のそれぞれに、件数、日数、点数（食事の場合は金額）を記載して下さい。
- ・公費については国民健康保険並びに老人保健医療受給者の合計を、再掲として記載して下さい。

2 診療報酬請求書（黄色）

別紙 1

- ・国民健康保険に係るものは、それぞれの欄（給付割合毎）に記載して下さい。
- ・県内保険者に関しては 6 歳の就学前まで 10 割給付となっておりますが、一般被保険者分は 10 割欄へ、退職被保険者分は退職（法定外）欄へ記載して下さい。
なお、法定外給付の詳細については福島県国民健康保険給付割合一覧表をご覧ください。
また、国保組合及び県外保険者の 3 歳未満 8 割給付に係るものは、一般被保険者分は 8 割欄へ、退職被保険者分は退職（法定外）欄へ記載して下さい。
- ・70 歳以上の患者（老人を含む）の一部負担金の記載については、入院については患者及び公費に係る自己負担限度額を記載願います。入院外については寝たきり老人在宅総合診療料及び在宅末期医療総合診療料算定医療機関の当該療養算定時にかかるもののみ、患者及び公費に係る自己負担額を記載願います。
- ・老人保健医療受給者に係るもので平成 14 年 9 月診療分以前のもは、老人 8 割欄の下段の空欄に記載して下さい。

3 診療報酬明細書

- ・社会保険研究所編「新明細書の記載要領」に従い記載して下さい。なお、本会では OCR 処理を実施しております。OCR エリアへの印字にご協力下さい。